

令和7年度 第3回兵庫労働局公共調達監視委員会

令和7年度 第3回公共調達監視委員会を令和7年12月19日（金）に兵庫労働局会議室において開催しました。

その審議の内容は下記のとおりです。

1 審査対象期間 令和7年7月1日～令和7年9月30日

2 委員会の成立

委員全員の出席をいただきました。よって委員の過半数の出席が得られていますので、本委員会が成立していることを報告いたします。

3 前回の公共調達監視委員会活動状況報告について

令和7年9月26日開催の公共調達監視委員会の活動状況については、審査案件100件のうち、抽出した20件について審議した結果を報告書としてまとめています。

4 公共調達審査会審議結果報告

令和7年12月5日に開催しました公共調達審査会は、委員3名全員の出席により、対象期間が令和7年7月1日から同年9月30日間の契約締結案件11件の全てを抽出し、審議した結果、全案件について適正な処理であると判断されたことを報告いたします。

5 抽出結果の報告

抽出担当委員より、対象期間は令和7年7月1日から同年9月30日まで、対象案件11件全てを抽出し、審議の対象とする報告がなされた。

6 対象案件の審議

対象案件中9件は一般競争入札、2件は随意契約によるもので、公共調達監視委員会審議対象一覧に沿って各案件を説明。

（局）一般競争入札9件の説明をいたします。

競争通番1～9について順番に件名、相手方、予定価格の積算根拠、契約金額、落札率、参加者数、落札率の低さ等の審査要件について説明

（委員長）ありがとうございました。競争入札の案件が9件ございました。これらにつきまして、何かご意見またはご質問がございましたら、どうぞご発言ください。

（委員）競争通番1と6は、低入札価格調査制度の適用と書いているのですが、その場合の落札率の低さと、通常の落札率の低さには、何か基準とかの違いなどはあるのでしょうか。

(局) 公共工事には、公共工事用の計算方法があり、低入札の基準は、役務とかがだと 60% 以下になるのですが、公共工事の場合は 60%以下というような計算方法ではなく、直接工事費と現場管理費の相当額に 10 分の 9.7 をかけるとか、予定価格の 90% ぐらいが基準価格となるので、低入札調査が必要となっております。

(委員) ご説明いただいたような場合に低入札価格調査制度の適用になるということですか。

(局) そうですね。基準額があつて、予定価格を積算するときに計算方法が決まっているのですけれども、少しでも低ければ低入札価格調査をしなければならないので、例えば予定価格が 1000 万円を超えるような工事であれば、低入札価格調査をほとんどしないといけなくらいの感じになることが多いです。

(委員) 定価ベースの金額を基にすると、どうしても定価は高くなるので、予定価格が上がってしまうのですが、それを実態に即した価格で積算とかはできないのですか。

(局) 参考見積等を入手するときに、実態価格に即したものをもらうのがいいのかなと思うのですけれども、定価ベースでのものをもらったので、その金額で予定価格を算出したという状況です。

(委員) 今後の問題としては、また同じようなことになるので、少し考える必要があるかと思います。

(局) はい。

(委員長) 公共工事の場合は予定価格の 90% ぐらいが基準価格となるとの説明がありましたが、積算するときに、例えば国土交通省からの細かい基準があり、工事材料についても基準がありますけれども、それを適用するから、自ずと一定の数字に固まってくるということですか。

(局) そうですね。

(委員長) だから大きく離れるとしても 10% 程度しか離れないだろうという考え方ですかね。ものすごく細かく決められているのですが、全て基準に基づいて計算しているのですか。

(局) 全てではないです。直接工事費は主に参考見積を基に算出していることがほとんどです。

(委員長) 労働局は独自に見積もりを算出することはしないのですか。

(局) そうですね。直接工事費については、していません。

(委員長) 労務費は計算したらすぐに出てくる数字ですよ。だから予定価格の90%ぐらいが基準価格となって、調査の対象になってしまう。工事の場合は細かいですね。

(委員) 競争通番4と5は、落札率が低いということですけど、少し気になったのは、予定価格と落札価格の幅は、所謂、定価と販売価格の違いという記載があるのですが、昔はありましたけど、今は定価と販売価格の違いはあまりなくて、売れない商品を集めて安く売るといったやり方もあると思うんですけど、このような記載でよかったのでしょうか。

(局) そうですね、元々、予定価格を算出するときに積算要領を参考にしているので、その積算要領で算出したのが定価ということで記載しています。

(委員) 予定価格と落札価格に幅はあるが、業務の実施には問題無いものと判断したということですが、このような記載をすることで、こういう認識をされているのかと逆に何か勘繰られてしまう可能性があるのかなと思いましたし、委員会はこれで認めたのかと言われかねないので、労働局としてこのように記載しているというのであれば否定しませんが、意見として言わせていただきました。

(委員長) これは表現が断定的ですよ。定価と販売価格の違いのようなものであり、というような表現であればニュアンス的にわかるのですが、違いであるという言い方は定価があるのか、販売価格があるのかというふうになりますよね。

(委員長) 他の案件ですが、建築基準法に基づく法定点検というのは義務ですか？

(局) そうです。

(委員長) 私が関係している会社が、兵庫県と別の県に、ほとんど同規模の大きな建物を持っているのですが、兵庫県は点検のことを言っていないで、別の県は毎年必ず法定点検をしてくださいと言ってきます。別の県は建築士の一覧表まで作成し送ってきて、この中から選べと言ってくるので、都道府県によって対応が違うのかなと思ったのですが。

(局) そうですね、この資料の仕様書の中の業務概要のところ、対象業務が示されており、根拠はこれですというのを挙げており、建築基準法と国から発出されている根拠告示や通達を基に行っています。

(委員長) 民間の会社と違って、公共の建物だから絶対にやらなければいけないということなのでしょうね。

(局) そうですね。今回は外壁調査業務と建築物点検の二つがありますが、外壁調査業務は10年に1回行わなければいけないと決まっていますので、これまで行っていないで、近畿地方整備局が建物の点検に来た時に、外壁調査を行うようにとの指摘を受けて、外壁調査業務を行ったということになりました。古くなると外壁が剥がれたりします。

(委員長) なるほど、ただしあまりにも金額が低すぎるのは、企業間や建築士で結構、競争があるのだらうと思うのです。一日に何か所も回りますというのは、多分、そういう形で価格を落として、それでビジネスを成立させていると思うので、現実に即したら予定価格をもう少し低く設定してもいいのではないかと思います。

(委員) 競争通番3ですが、これは解体工事の設計業務だけでこれだけ必要だということで、解体工事は別に行うのですよね。解体の設計だけを取り上げて依頼したということですよね。

(局) 設計の図面を起こしてもらったのと併せて、工事費がどれだけかかるのか積算してもらい、その積算金額を基に厚生労働本省に工事の予算要求をするという流れになりますので、積算金額が出ないと工事にかかる予算要求ができないので、設計業務だけを行っていることになります。

(委員長) 同じように競争通番7のLED改修工事も設計業務だけですよね。LEDは義務化になるので、今はいろんな会社がLEDの工事を行っていますけど、設計だけを依頼するというのは、あまり聞いたことがないですね。先程の解体工事と違ってLEDと照明器具を変えるということで、システムを変えるために専門の業者が最初の設計も含めた見積もりを出してくるのではないですか。だからわざわざ設計だけを行うのは少し慎重すぎるのではありませんか。

(局) これも同じような理由になるのですが、予算要求を行うのに、どれだけの金額が必要なのかというのを算出してもらったのと、照明器具だと色々な種類の器具があって、専門業者にきちんと調査してもらわないと正しい工事費用が算出できないというところがあるので、このような業務を行っています。

(委員長) 解体工事はCADに落とすのが大変で手間がかかるとか、費用がかかると記載されていますよね。それは何となく理解できるのですが、LEDの照明システムというのも専門業者だからわかるということですか。

(局) そうですね、事務室内の照明であればすぐにわかるのですが、庁舎内で間接照明

になっているなど、凝った作りになっているところだとか、外溝とかで、こんな場所に照明があったとか、調査したら出てきたりすることがあるので、やはり専門業者に逐一見てもらって進めていかなければならないと思います。

(委員長) 正確に見積もりを算出するためには必要であるということですね。

(委員長) それでは、次に随意契約の説明をお願いします。

(局) 随意契約2件の説明をいたします。

随契通番1～2について順番に件名、予定価格、契約金額、落札率、参加者数、落札率の低さ等の審査要件について説明

(委員長) ありがとうございます。ただいまご説明いただきました内容で、何かご意見ご質問がありましたら、どうぞご発言ください。

(委員) 随契通番2ですが、これはパーツだけのリニューアル工事ですよ。特命随意契約ということで、やむを得ない状況で決められている感じがしますが、契約の相手方が埼玉県の会社ですけど、今後も何かあったときにはすぐに調達できるような体制は取れているのでしょうか。

(局) 神戸西署以外の兵庫県下の他の施設のメンテナンスも行っている業者なので対応は可能です。

(委員) 神戸西署のエレベーターの製造元はどこですか。

(局) 元々の製造元は東芝です。

(委員長) 随意契約理由に、他社製の昇降機の一部改修工事は対応不可という、つまり他所の会社のエレベーターはしないというのであれば、製造元の東芝に声かけをしたほうが適切なのではないですか。

(局) 確かに東芝にも声をかけたのですが、いま依頼をいただいても三年くらい待ってもらわないと工事ができないと言われました。

(委員長) そうなのですか、わかりました。

(委員長) 他に何かご意見はございますでしょうか。それでは本日、審議すべき全ての案件について、ご説明をいただき、委員の皆様にご検討いただきました。本日審議を行った案件について、特に不適切または改善すべき点があるというようなことはございましたでしょうか？

(委員からの意見はなし)

(委員長) それでは本日審議を行った案件について、特に不適切または改善すべきと思われた点はなかったということで、両委員ともご異議はございませんので、委員の多数を持って決したということにいたします。

7 審議結果 (委員長)

審議を行った案件について、特に不適切・改善すべき点はないということで委員会の結論といたします。

また、設置要綱第5条第2項に基づきまして、本日の議事概要をホームページ掲載することにし、審議内容を兵庫労働局長へ報告することにいたします。

以上で、本日の審議につきましては、すべて終了とさせていただきます。

8 閉会